

6.3 環境保全の施策に関する情報

6.3.1 自然環境関係法令に基づく地域、地区等の指定状況

建設候補地及び周辺地域の自然環境関係法令の指定及び規制の状況は、表－6.3.1及び図－6.3.1に示すとおりである。

表－6.3.1 (1) 自然環境関係法令の指定及び規制の状況

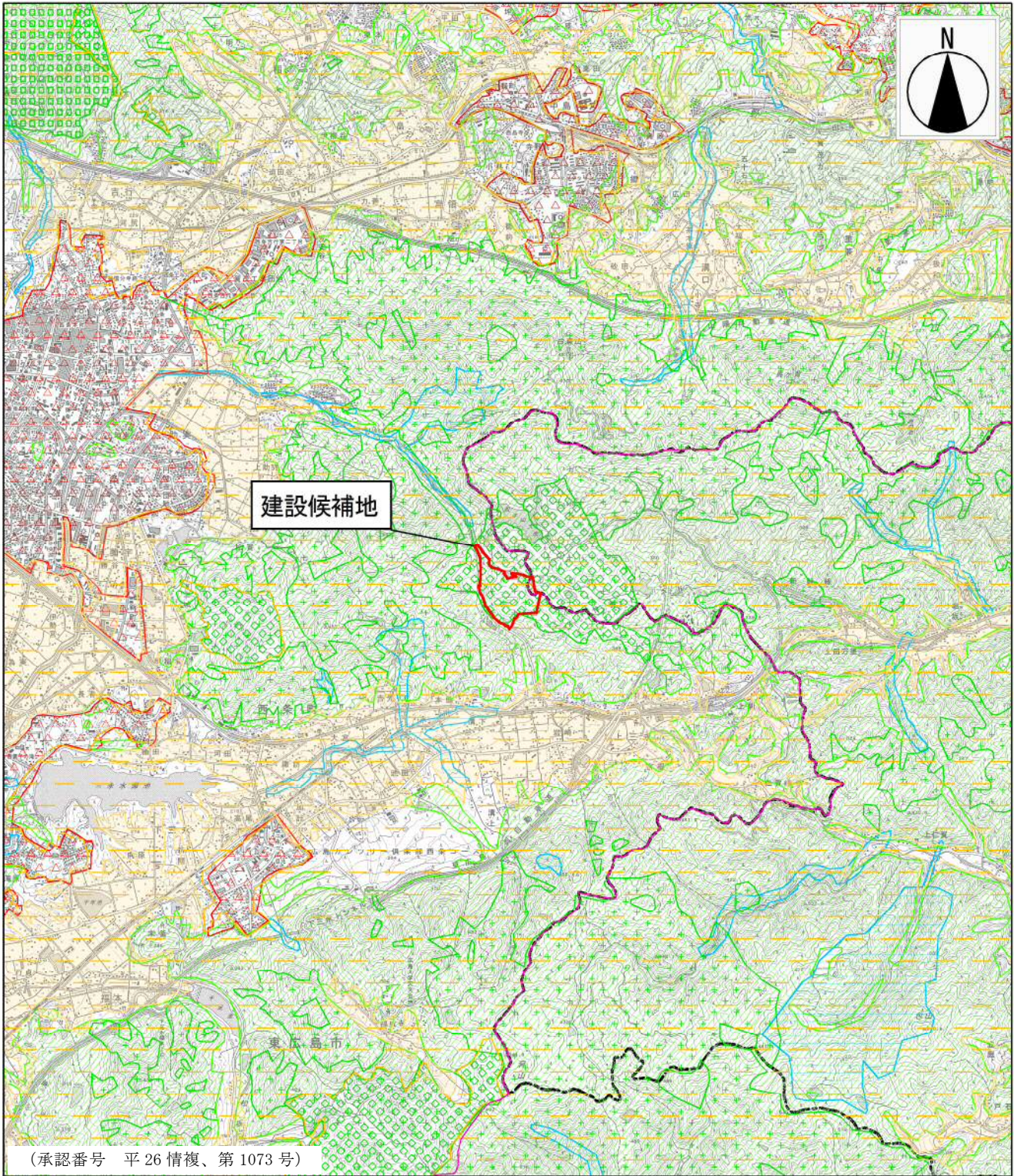
法令・条例	指定区分	法令・条例の指定区分の内容	建設候補地及び周辺地域の指定状況
国土利用計画法	都市地域 農業地域 森林地域 自然公園地域 自然保全地域	広島県の土地利用計画が策定され、都市地域等5地域が定められている。	○ (図－6.3.1参照)
都市計画法	都市計画区域	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域を定めている。	○ (図－6.2.4参照)
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	農業地域の整備を計画的に推進し、農業の発展を図るため、農業振興地域が指定されている。	×
森林法	国有林 保安林	水源のかん養、土砂の流出の防備、災害の防止等を図るため、国有林及び保安林が指定されている。	○ (図－6.3.1参照)
自然環境保全法及び県自然環境保全条例	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域 県自然環境保全地域 緑地環境保全地域	自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、自然環境保全地域等が定められている。	×
自然公園法及び県立自然公園条例	国立公園 国定公園 県立自然公園	すぐれた自然の風景地を保護し、利用の増進を図るために「国立(定)公園」等が指定されている。	×
ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例	景観指定地域	自然景観を守り、田園や集落の落ちついた景観を伝え、魅力ある都市景観を形成し、ふるさと広島の景観の保全と創造を図るため、景観指定地域等が指定されている。	×
	大規模行為届出対象地域		○
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区 休猟区 特定猟具使用禁止区域	鳥獣の保護、繁殖等を図るため、鳥獣保護区、休猟区等が指定されている。	×
			(図－6.3.1参照)

注)「○」は指定されている。「×」は指定されていない。

表－6.3.1 (2) 自然環境関係法令の指定及び規制の状況

法令・条例	指定区分	法令・条例の指定区分の内容	建設候補地及び 周辺地域の指定状況
河川法	河川区域 河川保全区域	河川の適正な利用及び正常な機能維持を図るため、河川区域、河川保全区域が指定されている。	×
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	宅地造成に伴い崖崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれのある地域に、宅地造成工事規制区域が指定されている。	○ (図－6.2.4 参照)
砂防法	砂防指定地	河川に流出した土砂が、河床に堆積することにより発生する水害等を防止するため砂防指定地が定められている。	×
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊を防止し、その崩壊に対して警備避難体制を整備する等の措置を講じるため、急傾斜地崩壊危険区域が指定されている。	×
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地すべりを防止し、国土の安全と民生の安定に資するため、地すべり防止区域が指定されている。	×
文化財保護法	史跡・名勝・天然記念物に指定された地域及び埋蔵文化財包蔵地	文化財を保存し、その活用を図って国民の文化的向上に資するため、史跡、名勝、天然記念物等が指定されているとともに埋蔵文化財包蔵地の周知が図られている。	○ (図－6.1.18 参照)
県文化財保護条例及び東広島市文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物に指定された地域	文化財保護法による指定を受けた文化財以外の文化財で、県内及び市内に存在する重要なものについて保存し、活用を図って、県民及び市民の文化的向上に資するため、史跡、名勝、天然記念物等が指定されている。	○ (図－6.1.17 参照)

注)「○」は指定されている。「×」は指定されていない。



(承認番号 平26情複、第1073号)

凡例		
都市地域	地域森林計画対象民有林	砂防指定地
市街化区域	保安林	急傾斜地 崩壊危険区域
市街化調整区域	自然公園地域	地すべり危険区域
その他用途地域	自然公園特別地域	鳥獣保護区
農業地域	特別保護地区	休猟区
農用地区域	自然保全地域	特定猟具 使用禁止区域
森林地域	原生自然環境保全地域	建設候補地
国所有林	原生自然環境保全地域 特別地区	

S=1:50,000

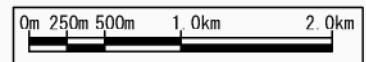


図-6.3.1

自然環境関係法令の指定

及び規制の状況

6.3.2 公害関係法令に基づく環境基準の設定状況及び規制の状況

(1) 大気汚染

a) 環境基準

大気汚染に係る環境基準は、表-6.3.2に示すとおりである。

表-6.3.2 大気汚染に係る環境基準

(「大気汚染に係る環境基準について」昭和48年5月8日環境庁告示第25号)
 (「二酸化窒素に係る環境基準について」昭和53年7月11日環境庁告示第38号)
 (「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」平成9年2月4日環境庁告示第4号)
 (「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」平成11年12月27日環境庁告示第68号)
 (「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」平成21年9月9日環境省告示第33号)

物質	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

- 注1) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。
- 注2) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 注3) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 注4) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

b) 規制基準等

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法の規制基準等は、表-6.3.3～表-6.3.8に示すとおりである。

なお、硫黄酸化物については、地域毎に排出基準（K 値）が定められており、東広島市がその他の地域の K 値=17.5、竹原市が K 値=8.0 に該当する。

表-6.3.3 硫黄酸化物の規制基準

（「大気汚染防止法施行規則」 昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通産省令第 1 号）

項目	許容限度
排出基準	$q=K \times 10^{-3} \times He^2$ $He=Ho+0.65(Hm+Ht)$ $Hm=0.795\sqrt{(Q \times V) / (1+2.58/V)}$ $Ht: 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T-288) \times (2.30 \log J+1/J-1)$ $J=1/\sqrt{(Q \times V) \times \{(1,460-296 \times V / (T-288)) + 1\}}$ q : 硫黄酸化物量 (Nm ³ /時) K : 8.0 (表-6.3.4参照:竹原市) He : 有効煙突高 (m) Ho : 実煙突高 (m) Q : 15°Cにおける排出ガス量 (m ³ /秒) V : 排出ガスの排出速度 (m/秒) T : 排出ガス温度 (° K)

表-6.3.4 広島県内における各地域の K 値

（「大気汚染防止法施行規則」 昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通産省令第 1 号）

地域	K 値（着地濃度 (ppm) = K/584）	
	一般排出基準	特別排出基準 (S49.4.1以降の新設施設)
福山市（芦田町、加茂町、駅家町、内海町、新市町、沼隈町、神辺町を除く。）、大竹市	3.5(0.006)	2.34(0.0040)
呉市（下蒲刈町、川尻町、安浦町、音戸町、倉橋町、豊浜町、豊町、蒲刈町を除く。）、 広島市（佐伯区を除く。）、 安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町	5.0(0.0086)	/
竹原市、三原市（本郷町、久井町、大和町を除く。）、 尾道市（旧因島市、御調町、瀬戸田町を除く。）、 豊田郡大崎上島町東野	8.0(0.014)	
その他の地域	17.5(0.030)	

表-6.3.5 ばいじんの排出基準

(「大気汚染防止法施行規則」 昭和46年6月22日厚生省・通産省令第1号)

施設	規模	焼却能力 (kg/時)	許容限度 (g/Nm ³)
廃棄物焼却炉	火格子面積が2m ² 以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	4,000以上	0.04
備考： 1. この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス1立方メートル中のばいじんの量とする。 2. ばいじんの量は、次式により算出されたばいじんの量とする。 $C = \{ (21 - 0n) / (21 - 0s) \} \times Cs$ C:ばいじんの量 (g)、0n:施設ごとに定める標準酸素濃度 (廃棄物焼却炉 12) 0s:排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする)。 Cs: JIS-Z-8808により測定されたばいじんの量 (g)			

表-6.3.6 塩化水素の排出基準

(「大気汚染防止法施行規則」 昭和46年6月22日厚生省・通産省令第1号)

施設	規模	許容限度 (mg/Nm ³)
廃棄物焼却炉	火格子面積が2m ² 以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	700
備考： 1. この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス1立方メートル中の塩化水素の量とする。 2. 塩化水素 (HCl) の量は、次式により算出された塩化水素の量とする。 $C = 9 / (21 - 0s) \times 0s$ C:塩素ガスの量 (mg ³)、0s:排出ガス中の酸素濃度 (%) Cs: JIS-K-0107に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の量 (mg)		

表-6.3.7 窒素酸化物の排出基準

(「大気汚染防止法施行規則」 昭和46年6月22日厚生省・通産省令第1号)

施設	規模	排出ガス量 (万 m ³ _N /時)	許容限度 (cm ³ /Nm ³)
廃棄物焼却炉	火格子面積が2m ² 以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	すべて	250
備考： 1. この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス1立方メートル中の窒素酸化物の量とする。 2. 窒素酸化物の量は次式により算出された窒素酸化物の量とする。 $C = (21 - 0n / 21 - 0s) \times Cs$ C:窒素酸化物の量 (cm ³)、0n:施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉 12) 0s:排出ガス中の酸素濃度 (%)、Cs: JIS-K-0104に定める測定された窒素酸化物の量 (cm ³)			

表-6.3.8 ダイオキシン類の排出基準

(「ダイオキシン類対策特別措置法」 平成11年7月16日環境庁告示第67号)

施設	規模	焼却能力	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
廃棄物焼却炉	火床面積が 0.5m ² 以上、または焼却能力が 50kg/h 以上	4 t/h 以上	0.1 (新設)
		2t~4t/h 未満	1 (新設)
		200kg~2t/h 未満	5 (新設)
		~200kg/h 未満	
<p>備考：</p> <p>1. ダイオキシン類の量は、次式により算出されたダイオキシン類の量とする。</p> $C = \{ (21 - 0n) / (21 - 0s) \} \times Cs$ <p>C：ダイオキシン類の量 (ng-TEQ)、0n：施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉 12)</p> <p>0s：排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が 20% を超える場合にあっては 20% とする)</p> <p>Cs：高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法により測定されたダイオキシン類の量 (ng-TEQ)</p>			

(2) 騒音

a) 環境基準

騒音に係る環境基準は、表-6.3.9に示すとおりである。

建設候補地の内、東広島市は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていないことから、いずれの地域にも該当しない。なお、建設候補地の一部である竹原市の範囲は、用途地域の指定を受けていないが、騒音に係る環境基準のC類型に該当する。

表-6.3.9 騒音に係る環境基準

(「騒音に係る環境基準について」 平成10年9月30日環境庁告示第64号)

地域の 類 型	基準値	
	昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～6時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注1) 時間区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 注2) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 注3) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 注4) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 注5) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注) 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～6時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

- 注1) 「幹線交通を担う道路」とは、「道路法」(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)及び一般自動車道であって「都市計画法施行規則」(昭和44年建設省令第49号)第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。
- 注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路では道路端から15mまでの範囲、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路では道路端から20mまでの範囲をいう。

b) 規制基準

騒音規制法に基づいた規制基準は、表－6.3.10～表－6.3.14に示すとおりであり、その規制区域は、図－6.3.2に示すとおりである。

建設候補地の内、東広島市は騒音規制区域に該当しない。なお、建設候補地の一部である竹原市は、第3種区域に該当する。

表－6.3.10 特定工場等における騒音の規制基準

(「騒音の規制に関する定め」 昭和48年3月17日広島県告示第171号)

種別	区域の区分 地域	時間の区分	許容限度 (デシベル)		時間の区分			
			法	条例				
第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域並びにこれらに相当する地域	昼間	50	50	6:00	朝		
		朝・夕	45	45				
		夜間	45	45	8:00			
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域	昼間	55	55			18:00	昼間
		朝・夕	50	50				
		夜間	45	45	22:00	夕		
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域	昼間	60	65			22:00	
		朝・夕	60	65				
		夜間	50	55				
第4種区域	工業地域及びこれらに相当する地域 (工業専用地域を含む。)	昼間	70	70	6:00	夜間		
		朝・夕	70	70				
		夜間	60	65				

注1) 騒音の測定は、特定工場等の敷地の境界線上で行う。

注2) 「これに相当する地域」及び「これらに相当する地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域のうち、騒音の規制地域に指定された地域をいう。

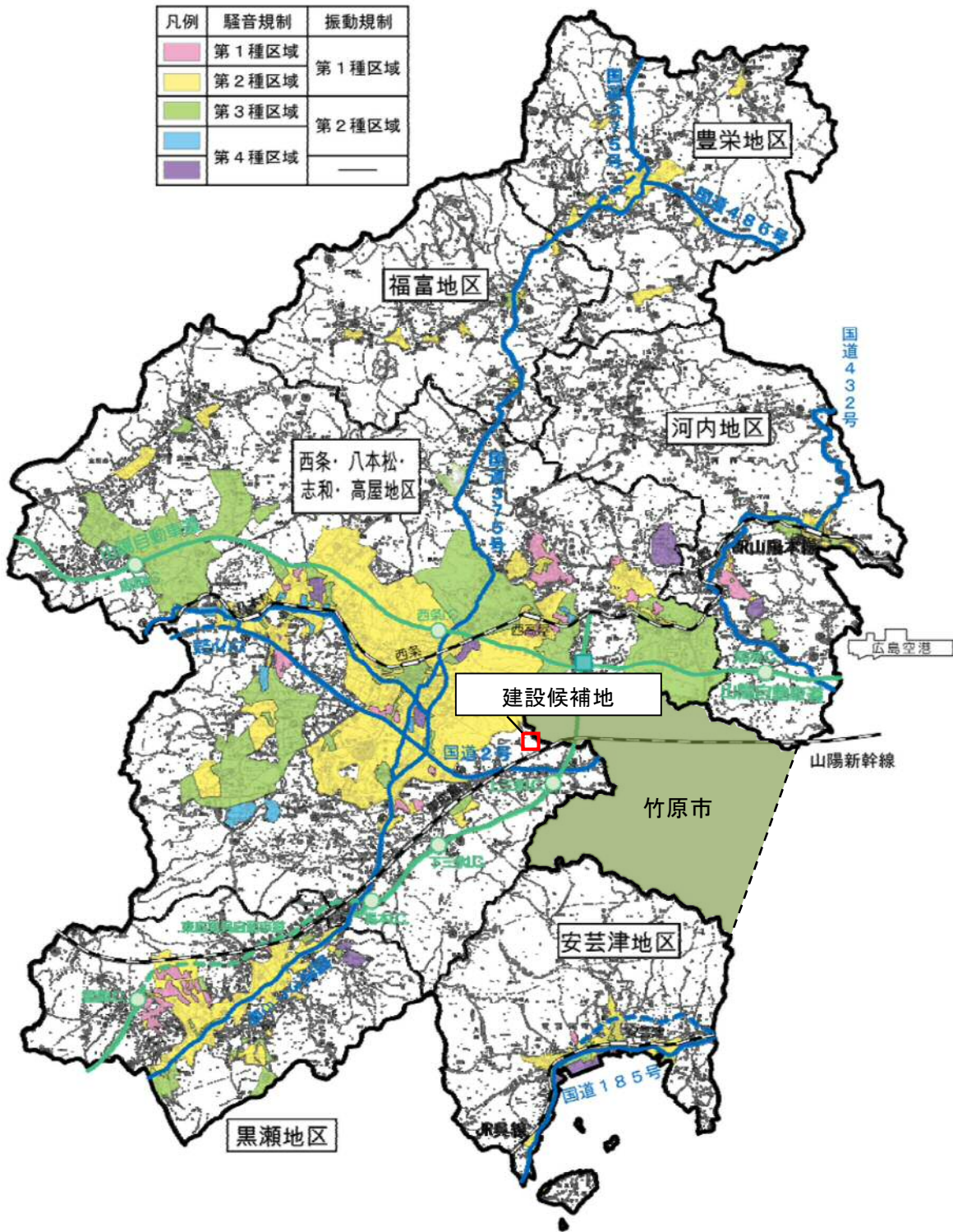


図-6.3.2 騒音・振動の規制区域の指定状況

資料：東広島市の環境（平成24年版）、平成25年3月、東広島市
竹原市都市計画図、竹原市

注）建設候補地の一部等の竹原市の範囲は、用途地域の定めのない地域であるため、騒音規制区域は第3種区域、振動規制区域は第2種区域となることから、緑色に着色している。

表－6.3.11 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

(「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

昭和43年11月27日厚生省・建設省告示1号)

(「騒音の規制に関する定め」 昭和48年3月17日広島県告示171号)

特定建設作業の種類	区域の区分	基準値 (デシベル)	禁止される 作業時間	1日の作業の 許容時間	連続作業の 許容時間	休日作業 の禁止
①くい打機 (もんけんを除く。) くい打機、くい打くい抜機 (圧力式、アースオーガー併用 を除く。)	第1号 区域	85	午後7時 から 午前7時まで	10時間	6日以内	日曜日その他 の休日は行わ ないこと。
②びょう打機 ③さく岩機 (移動距離50以 上を除く。)						
④空気圧縮機 (電動機以外の原 動機で定格出力 が15kW以上)	第2号 区域	85	午後10時か ら 午前6時まで	14時間	6日以内	日曜日その他 の休日は行わ ないこと。
⑤コンクリートプ ラント (混練容量0.45m ³ 以上)						
⑥バックホウ (原動機の定格出 力が80kW以上)						
⑦トラクターシャ ベル (原動機の定格出 力が70kW以上)						
⑧ブルドーザー (原動機の定格出 力が40kW以上)						

注1) 第1号区域とは、特定工場等の騒音の規制地域のうち、第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校、保育所、病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいう。

注2) 第2号区域とは、特定工場等の騒音の規制地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。

注3) 騒音の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。

注4) 上記の作業を開始した日に終わるものは、特定建設作業とならない。

注5) ⑥、⑦、⑧は、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものは除く。

表-6.3.12 自動車騒音の要請限度

(「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
平成12年3月2日総理府令第15号)

区域の区分	要請限度 (デシベル)	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70
(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域 (2車線以下の場合は道路の敷地境界線から15m、2車線を超える場合は20mまでの範囲)	75	70

表-6.3.13 区域の区分の指定

(「騒音の規制に関する定め」 昭和48年3月17日広島県告示第171号)

区域の区分	区域の範囲
a区域	騒音規制区域の区分が第1種区域及び第2種区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。)に属する地域
b区域	騒音規制区域の区分が第2種区域(全項に規定する地域を除く。)に属する地域
c区域	騒音規制区域の区分が第3種地域及び第4種区域に属する地域

表-6.3.14 騒音に係る環境基準の地域類型と特定工場等の規制区分・自動車騒音の要請限度との関係

(「騒音に係る環境基準の類型の指定」 平成11年2月12日広島県告示第149号)

(「騒音の規制に関する定め」 昭和48年3月17日広島県告示第171号)

騒音に係る環境基準		地域の範囲	騒音に係る規制区域の区分	要請限度
地域の類型	類型区分			騒音
専ら住居の用に供される地域	A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第1種区域	a区域
		第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
主として住居の用に供される地域	B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	第2種区域	b区域
相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第3種区域	c区域
		工業地域 工業専用地域	第4種区域	

(3) 振動

振動については、環境基準は定められていない。

振動規制法に基づいた規制基準等は、表－6.3.15～表－6.3.18に示すとおりであり、その規制区域は、図－6.3.2に示すとおりである。

なお、建設候補地のうち東広島市は、振動規制区域に該当しない。建設候補地の一部である竹原市の範囲は、第2種区域に該当する。

表－6.3.15 特定工場において発生する振動の規制に関する基準

(「振動の規制に関する定め」 昭和53年1月31日広島県告示第58号)

時間の区分 区域の区分	区域の範囲	許容限度 (デシベル)	
		昼間 (午前7時～午後7時)	夜間 (午前7時～午後7時)
第1種区域	騒音規制区域の区域区分が第1種区域及び第2種区域に属する区域の範囲	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第2種区域	騒音規制区域の区域区分が第3種区域及び第4種区域 (工業専用地域を除く。) に属する区域の範囲	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注) 振動の測定は、特定工場等の敷地の境界上で行う。

表－6.3.16 道路交通振動の要請限度

(「振動規制法施行規則」 昭和51年11月10日総理府第58号)

(「振動の規制に関する定め」 昭和53年1月31日広島県告示第58号)

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間	区域の範囲
	(午前7時～午後7時)	(午後7時～午前7時)	
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル	騒音の規制地域の区分が第1種区域及び第2種区域に属する区域
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル	騒音の規制地域の区分が第3種区域及び第4種区域 (工業専用地域を除く。) に属する区域

注1) 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

注2) 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。

表一6.3.17 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

(「振動規制法施行規則」 昭和 51 年 11 月 10 日総理府第 58 号)
 (「振動の規制に関する定め」 昭和 53 年 1 月 31 日広島県告示第 58 号)

特定建設作業の種類	区域の区分	基準値 (デシベル)	禁止される 作業時間	1日の作業 の許容時間	連続作業の 許容期間	休日作業の禁止
①くい打機 (もんけん、圧入式を除く。) くい抜機 (油圧式を除く。) くい打くい抜き機 (圧入式を除く。) ②鋼球を使用して、 建築物等を破壊する作業 ③舗装版破砕機 (移動距離 50m 以上を除く。) ④ブレーカー (手持式及び移動距離 50m 以上を除く。)	第 1 号区域	75	午後 7 時から 午前 7 時まで	10 時間	6 日以内	日曜日その他の休日には行わないこと
	第 2 号区域		午前 10 時から 午前 6 時まで	14 時間		

- 注 1) 第 1 号区域とは、特定工場等の振動規制区域のうち、特定工場等の騒音の区分が第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域に属する区域並びに第 4 種区域に属する区域であって、学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの周囲 80 メートルの区域をいう。
- 注 2) 第 2 号区域とは、特定工場等の振動の規制区域のうち、第 1 号区域以外の区域をいう。
- 注 3) 振動の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。
- 注 4) 上記の作業がその作業を開始した日に終わるものは、特定建設作業とならない。

表一6.3.18 騒音に係る環境基準の地域類型と特定工場等の規制区分・自動車振動・振動の要請限度の関係

(「騒音に係る環境基準の類型の指定」 平成 11 年 2 月 12 日広島県告示第 149 号)
 (「振動の規制に関する定め」 昭和 53 年 1 月 31 日広島県告示第 58 号)

騒音に係る環境基準		地域の範囲 (相当する地域を含む)	振動に係る規制区域の区分	振動の要請限度
地域の類型	類型区分			
専ら住居の用に供される地域	A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第 1 種区域	第 1 種区域
		第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
主として住居の用に供される地域	B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域		
相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第 2 種区域 (工業専用地域を除く)	第 2 種区域
		工業地域 工業専用地域		

(4) 悪臭

悪臭については、環境基準が定められていない。

悪臭防止法に基づいた規制基準は、表-6.3.19に示すとおりである。

なお、建設候補地（東広島市及び竹原市）は、悪臭防止法による規制の指定はされていない。

表-6.3.19 悪臭の規制基準

（「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」
平成14年11月28日広島県告示第1199号）

	項目	単位	基準値
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	1
	メチルメルカプタン	ppm	0.002
	硫化水素	ppm	0.02
	硫化メチル	ppm	0.01
	二硫化メチル	ppm	0.009
	トリメチルアミン	ppm	0.005
	アセトアルデヒド	ppm	0.05
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.05
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.02
	ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.009
	イソバレルアルデヒド	ppm	0.003
	イソブタノール	ppm	0.9
	酢酸エチル	ppm	3
	メチルイソブチルケトン	ppm	1
	トルエン	ppm	10
	スチレン	ppm	0.4
	キシレン	ppm	1
	プロピオン酸	ppm	0.03
	ノルマル酪酸	ppm	0.001
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009	
イソ吉草酸	ppm	0.001	

(5) 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準等は、表－6.3.20～表－6.3.24に示すとおりである。なお、建設候補地の下流域に位置する三永川は、A類型に指定されている。

下水道法に基づいた下水道排除基準は、表－6.3.25に示すとおりである。なお、し尿処理施設の処理排水は、下水道放流を行う予定であることから下水排除基準を準拠する必要がある。

水道水質基準は、表－6.3.26に示すとおりである。なお、建設候補地周辺に飲用井戸が存在することから「9.5 水質」において現況把握のための調査を実施する予定である。

表－6.3.20 水質汚濁に係る環境基準

1. 人の健康の保護に関する環境基準

(「水質汚濁に係る環境基準について」 昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサソ	0.05mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

表-6.3.21 水質汚濁に係る環境基準

2. 生活環境の保全に関する環境基準：河川（湖沼を除く。）

（「水質汚濁に係る環境基準について」 昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級、水産2級、及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

- 注1) 基準値は日間平均値とする。
 注2) 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0以上 7.5以下、溶存酸素量 5mg/L以上とする。
 注3) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 注4) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 “ 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 “ 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 注5) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 “ 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 “ 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 注6) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 “ 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 “ 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 注7) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04mg/L以下

注) 基準値は日間平均値とする。



河川水系名	調査地点名
黒瀬川	1 米満川上流
	2 深堂川
	3 切川
	4 番蔵川
	5 石ヶ瀬橋上流
	6 中川
	7 和泉橋上流
	8 三永貯水池入口
	9 高尾
	10 三永貯水池
	11 貯水池下流
	12 黒瀬川下流
	13 温井川上流
	14 温井川
	15 古河川2
	16 松板川
	17 樋の詰橋
	18 竹保川
	19 光路川
	20 笹野川
	21 呉・黒瀬境界
	22 イラスケ川
沼田川	23 造賀川下流
	24 沼田川上流2
	25 造賀川
	26 宮領川
	27 杵原川
	28 入野川中流2
	29 入野川
	30 入野川下流
	31 椋梨川上流
	32 椋梨貯水池
	33 沼田川中流
太田川	34 関川中流1
	35 東川
瀬野川	36 椋坂川
	37 瀬野川
高野川	38 風早
三津大川	39 三津小学校前
木谷郷川	40 下之谷
安芸津・安浦地先	41 安芸津・安浦地先3
	42 安芸津・安浦地先4
	43 安芸津地先No.1
	44 安芸津地先No.2
	45 安芸津地先No.3
	46 安芸津地先No.4
	47 安芸津地先No.5
	48 安芸津地先No.6

凡 例	
●	水質調査地点(市調査)
◎	水質調査地点(県調査)
▲	生活排水調査地点
(生活排水調査地点)	
A	浄福寺橋上流
B	浄福寺橋下流
C	河隅橋南

調査地点	周辺の様子	類型指定状況
1 米満川上流	農耕地、民家が点在	河川環境基準A類型の指定水域
2 深堂川	市街地	類型指定なし
3 切川	農耕地、民家が点在	河川環境基準A類型の指定水域
4 番蔵川	農耕地、民家が点在	類型指定なし
5 石ヶ瀬橋上流	市街地	河川環境基準A類型の指定水域
6 中川	市街地	類型指定なし
7 和泉橋上流	市街地	河川環境基準A類型の指定水域
8 三永貯水池入口	市街地	河川環境基準A類型の指定水域
9 高尾	農耕地、民家が点在	河川環境基準A類型の指定水域
10 三永貯水池	農耕地、民家が点在	河川環境基準A類型の指定水域
11 貯水池下流	農耕地、民家が点在	河川環境基準A類型の指定水域
12 黒瀬川下流	農耕地、民家が点在	河川環境基準A類型の指定水域
13 温井川上流	農耕地、民家が点在	河川環境基準A類型の指定水域
14 温井川	農耕地、民家、工場が点在	河川環境基準A類型の指定水域
15 古河川2	民家が点在	河川環境基準A類型の指定水域
16 松板川	民家が点在	河川環境基準A類型の指定水域
17 樋の詰橋	農耕地、民家が点在	河川環境基準A類型の指定水域
18 竹保川	農耕地、民家が点在	類型指定なし
19 光路川	市街地	類型指定なし
20 笹野川	市街地	類型指定なし
21 呉・黒瀬境界	農耕地、民家が点在	河川環境基準A類型の指定水域
22 イラスケ川	農耕地、民家が点在	河川環境基準A類型の指定水域

※ 太字は東広島市が測定

※ 太字は東広島市が測定

図-6.3.3 水質の類型指定状況図(水質)

資料：東広島市の環境(平成24年版)、平成25年3月、東広島市

表-6.3.22 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準

(「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」
昭和46年12月24日、広島県条例第69号)

(「広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則」平成15年10月7日広島県規則69号)

項目	許容限度						第4種水域
	第1種水域		第2種水域		第3種水域		
	河川等	湖沼	河川等	湖沼	河川等	湖沼	
水素イオン濃度 (pH)	—	—	—	—	—	—	5.5~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	90 (70)	—	—	—	—	—	—
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	—	50 (40)	—	85 (65)	—	120 (90)	130 (100)
浮遊物質 (SS) (mg/L)	90 (70)		90 (70)		—		—
n-ヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (mg/L)	8		8		20		20

注1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注2) この表に掲げる排水基準は、排水量が50立方メートル以上である工場又は事業所に係る排水水について適用する。

注3) 「河川等」とは、海域及び湖沼以外の公共用水域をいう。

注4) 「第1種水域」とは、第2種水域、第3種水域及び第4種水域以外の公共用水域をいう。

注5) 「第2種水域」とは、次に掲げる公共用水域及びこれに接続する公共用水域をいう。

① 人甲川との合流点から下流の根谷川並びに行森川との合流点から祇園水門及び大芝水門に至る区間の太田川

② 日浦橋から上流の瀬野川

③ 二級貯水池から上流の黒瀬川

④ 郷六橋から上流の高野川

⑤ 新興橋から上流の三津大川

⑥ 田万里川との合流点から親耕橋に至る区間の賀茂川

⑦ 入野川との合流点から七宝橋に至る区間の沼田川 (入野川を含み、棕梨川及び仏通寺川を除く。)

⑧ 島地域におけるすべての河川

⑨ 第3種水域の①及び②に掲げる河川に接続する公共用水域
(湖沼及び専ら廃液又は汚水を放流する水路を除く。)

注6) 「第3種水域」とは、次に掲げる公共用水域及びこれに接続する湖沼をいう。

① 郷六橋から下流の高野川

② 新興橋から下流の三津大川

③ 上記に掲げる第3種水域の河川に接続する公共用水域のうち、専ら廃液又は汚水を放流する水路

④ その他海域に直接流入する河川 (島地域におけるすべての河川を除く。) 及びこれに接続する公共用水域

注7) 「第4種水域」とは、陸岸の地先海域をいう。

表-6.3.23 (1) 水質汚濁防止法における規制 (有害物質に係る排水基準)

(「排水基準を定める省令」 昭和46年6月21日総理府令第35号)

項目	基準値[mg/L]	項目	基準値[mg/L]
カドミウム及びその化合物	0.1	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
シアン化合物	1	1,1,1-トリクロロエタン	3
有機リン化合物	1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
鉛及びその化合物	0.1	1,3-ジクロロプロペン	0.02
六価クロム化合物	0.5	チウラム	0.06
砒素及びその化合物	0.1	シマジン	0.03
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	チオベンカルブ	0.2
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	ベンゼン	0.1
PCB	0.003	セレン及びその化合物	0.1
トリクロロエチレン	0.3	ほう素及びその化合物	海域以外 10
テトラクロロエチレン	0.1		
ジクロロメタン	0.2	ふっ素及びその化合物	海域以外 8
四塩化炭素	0.02		
1,2-ジクロロエタン	0.04	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100
1,1-ジクロロエチレン	1		
1,4-ジオキサン	0.5		

注1) 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注2) 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

表-6.3.23 (2) 水質汚濁防止法における規制 (生活環境項目に係る排水基準)
 (「排水基準を定める省令」 昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号)

項目		許容限度
一般項目	水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8~ 8.6
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	160 (日間平均 120)
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	160 (日間平均 120)
	浮遊物質 (SS) (mg/L)	200 (日間平均 150)
	大腸菌群数 (1cm ³ につき個)	日間平均 3,000
特殊項目	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg/L)	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (mg/L)	30
	フェノール類含有量 (mg/L)	5
	銅含有量 (mg/L)	3
	亜鉛含有量 (mg/L)	2
	溶解性鉄含有量 (mg/L)	10
	溶解性マンガン含有量 (mg/L)	10
	クロム含有量 (mg/L)	2
	窒素含有量 (mg/L)	120 (日間平均 60)
	磷含有量 (mg/L)	16 (日間平均 8)

- 注 1) 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 注 2) この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排水水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 注 3) 窒素含有量及び磷含有量についての排水基準は、窒素又は磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 注 4) 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 注 5) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

表-6.3.24 ダイオキシン類の排水基準

(「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」 平成 11 年 12 月 27 日総理府令第 67 号)

対象	許容限度
洗浄施設、焼却施設等、排水処理施設等 19 種	10pg-TEQ/L

- 注 1) 基準適用場所は、事業場の排水口 (水質基準対象施設に係る排水口) とする。
- 注 2) 排水基準の遵守義務又は改善命令違反の場合は、罰則規定がある。
- 注 3) 1pg=0.00000001mg (10 億分の 1mg)
- 注 4) TEQ: ダイオキシン類の毒性を、最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD に換算した値

表-6.3.25 (1) 下水排除基準
 (「下水道法施行令」 昭和34年4月22日政令第147号)
 (「東広島市公共下水道条例」 昭和60年7月1日東広島市条例第25号)

対象物質又は項目		対象者	終末処理場を設置している公共水道の使用者
		特定事業場 (排水量 50m ³ /日以上)	
1	カドミウム及びその化合物		0.1mg/L 以下
2	シアン化合物		1mg/L 以下
3	有機りん化合物		1mg/L 以下
4	鉛及びその化合物		0.1mg/L 以下
5	六価クロム化合物		0.5mg/L 以下
6	ひ素及びその化合物		0.1mg/L 以下
7	水銀、アルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg/L 以下
8	アルキル水銀化合物		検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル (PCB)		0.003mg/L 以下
10	トリクロロエチレン		0.3mg/L 以下
11	テトラクロロエチレン		0.1mg/L 以下
12	ジクロロメタン		0.2mg/L 以下
13	四塩化炭素		0.02mg/L 以下
14	1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L 以下
15	1,1-ジクロロエチレン		1mg/L 以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L 以下
17	1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L 以下
18	1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L 以下
19	1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L 以下
20	チウラム		0.06mg/L 以下
21	シマジン		0.03mg/L 以下
22	チオベンカルブ		0.2mg/L 以下
23	ベンゼン		0.1mg/L 以下
24	セレン及びその化合物		0.1mg/L 以下
25	ほう素及びその化合物	河川	10mg/L 以下
		海域	230mg/L 以下
26	ふっ素及びその化合物	河川	8mg/L 以下
		海域	15mg/L 以下
27	1,4-ジオキサン		0.5mg/L 以下
28	フェノール類		5mg/L 以下
29	銅及びその化合物		3mg/L 以下
30	亜鉛及びその化合物		2mg/L 以下
31	鉄及びその化合物 (溶解性)		10mg/L 以下
32	マンガン及びその化合物		10mg/L 以下
33	クロム及びその化合物		2mg/L 以下
34	ダイオキシン類		10pg-TEQ/L 以下

表-6.3.25 (2) 下水排除基準

(「下水道法施行令」 昭和34年4月22日政令第147号)
 (「東広島市公共下水道条例」 昭和60年7月1日東広島市条例第25号)

対象物質又は項目		対象者	
		終末処理場を設置している公共水道の利用者 特定事業場 (排水量 50 m ³ /日以上)	
35	アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 (125) mg/L 未満	
36	水素イオン濃度 (pH)	5 (5.7) を超え 9 (8.7) 未満	
37	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600 (300) mg/L 未満	
38	浮遊物質量 (SS)	600 (300) mg/L 未満	
39	ノルマルヘキササン抽出物質含有量	5mg/L 以下	
	動植物油脂類含有量	30mg/L 以下	
40	窒素含有量	240 (150) mg/L 未満	
41	りん含有量	32 (20) mg/L 未満	
42	温度	45 (40) °C 未満	
43	よう素消費量	220mg/L 未満	
44	その他の規制項目	生物化学的酸素要求量に類似した項目 (COD等) 及び大腸菌群数を除き、地方公共団体の横出し条例で終末処理場からの放流水に基準が定められている場合、その項目と数値を下水排除基準として条例で定めることができる	

- 注1) 枠内は政令 (第9条の4) で定める一律基準を示す。この基準値に適合しない水を流した工場・事業場は、処罰されることがある (法第46条の2)。
- 注2) 枠内は条例で定める基準の限度 (最も厳しい値) を示す。この基準値に適合しない水を流した工場・事業場には、公共下水道管理者は、その水質を改善するように命令したり、さらに公共下水道へ水を流すことを一時停止するように命令することがある (法第38条第1項第1号)。
- 注3) 「太字」は、直罰対象の基準を示す。
- 注4) 現に終末処理場を設置していない公共下水道の利用者には、水質汚濁防止法が適用される。
- 注5) No.1~No.33は水質汚濁防止法に規定する特定施設の設置者に適用する基準を示し、No.34は、ダイオキシン類特別対策措置法に規定する水質基準対象施設設置者に適用する基準を示す (令第9条の3第1項)。
- 注6) No.25、No.26、No.27、No.30、No.35、No.40、No.41についての直罰に係る基準は、業種又は施設により定められた期間内で暫定基準がある。
- 注7) No.8のアルキル水銀化合物の下水の水質の検定方法等に関する省令による検出下限値は、0.0005mg/Lである。
- 注8) No.25、No.26に係る基準のうち、「河川」欄は、河川その他の公共用水域を放流先とする下水道に排除する場合に適用する基準を示し、「海域」欄は、海域を放流先とする下水道に排除する場合に適用する基準を示す (令第9条の4第1項)。
- 注9) No.28~No.33までは、排水量が50m³/日未満の事業場に対しては、排除の制限の適用が除外されるが、上乗せ基準により水量裾切りの縮小がある場合には、その水量に対して排除の制限が適用される (直罰の対象となる) (令第9条の3第1項)。
- 注10) No.34は、下水道からの放流水にダイオキシン類の排水基準が適用される場合にのみ、条例で除害施設の設置等の義務付けに係る下水排除基準を定めることができる (令第9条の9第1項、2項)。
- 注11) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定事業場 (水質汚濁防止法の特定施設に該当しない場合) は、ダイオキシン類のみが、水量に係らず直罰対象であり、これ以外の項目は水量に係らず除害施設の設置等の義務付けに係る排除基準が適用される (令第9条の3第1項)。
- 注12) No.36、No.39、No.42、No.43については、終末処理場が設置されているか否かに関わらず、下水道施設の機能保全の観点から、法第12条に基づき、条例により基準値が定められる。
- 注13) No.35は、特定事業場の場合、下水道条例で基準を定めると、排水量に関わらず直罰の対象となる (法第12条の2第3項、第5項、令第9条の6第1項)。
- 注14) () 内は、製造業又はガス供給業の用に供する施設に適用する基準の限度を示す。ただし、基準を定めることができるのは、該当する施設から排除される汚水の合計量がその処理施設で処理される汚水の量の1/4以上であると認められる等の理由がある場合に限られている (令第9条の5第2項)。
- 注15) No.36~No.41について排水量50m³/日以上で特定事業場の場合は下水道条例で基準を定めると直罰の対象となる (法第12条の2第3項、第5項、令第9条の6第1項)。
- 注16) No.40、No.41は、下水道からの放流水に窒素、りんの排水基準が適用される場合にのみ、下水排除基準が適用される (令第9条の5第1項)。
- 注17) No.40、No.41は、下水道からの放流水に係る上乗せ条例がある場合は、上乗せ条例の値の2倍 (製造業は1.25倍) が条例で定める下水排除基準の限度となる (令第9条の5第1項)。
- 注18) No.35は、下水道からの放流水に係る上乗せ条例がある場合は、上乗せ条例の値の3.8倍 (製造業は1.25倍) が条例で定める下水排除基準の限度となる (令第9条の5第1項)。

表－6.3.26 水道水質基準

(「水質基準に関する省令」 平成15年5月30日厚生労働省令第101号)

項目	基準	項目	基準
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
大腸菌	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	塩化物イオン	200mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	蒸発残留物	500mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ジェオスミン	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
塩素酸	0.6mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
クロロ酢酸	0.02mg/L以下	pH値	5.8以上8.6以下
クロロホルム	0.06mg/L以下	味	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	臭気	異常でないこと
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	色度	5度以下
臭素酸	0.01mg/L以下	濁度	2度以下

注) 亜硝酸態窒素(基準:0.04 mg/L以下)が追加となった(「水質基準に関する省令等の一部を改正する省令」平成26年2月28日厚生労働省令第15号)。施行は平成26年4月1日。

(6) 土壌

土壌の汚染に係る環境基準は表-6.3.27、土壌汚染対策法に係る土壌溶出量基準及び含有量基準は表-6.3.28に示すとおりである。

なお、ごみ焼却施設の稼働に伴い、煙突排出ガス中に含まれる大気汚染物質が土壌へ蓄積する可能性が考えられることから、「8.3.6 地形及び地質」において現況把握のための調査を実施する予定である。

表-6.3.27 土壌の汚染に係る環境基準

(「土壌の汚染に係る環境基準について」平成3年環境庁告示第46号)
(「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」平成11年12月27日総理府令第68号)

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1Lにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1Lにつき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1Lにつき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1Lにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1Lにつき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1Lにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1Lにつき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1Lにつき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1Lにつき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1Lにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1Lにつき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1Lにつき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1Lにつき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1Lにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1Lにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1Lにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1Lにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1Lにつき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1Lにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1Lにつき 1mg 以下であること。
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下であること。

- 注1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 注2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 注3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 注4) 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 注5) 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定法により測定する場合にあつては簡易測定値に2を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

表-6.3.28 土壤汚染対策法に係る土壤溶出量基準及び含有量基準
 (「土壤汚染対策法施行規則」、平成14年12月26日環境省令第29号)

項 目	溶出量基準	含有量基準
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下
シマジン	0.003mg/L 以下	—
シアン化合物	検出されないこと	50mg/kg以下(遊離シアン)
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	—
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	—
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	—
水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	15mg/kg 以下
セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	—
チウラム	0.006mg/L 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	—
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	—
鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	—
ほう素及びその化合物	1mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
有機リン化合物	検出されないこと	—